

◎新潟県告示第1210号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、上越森林計画区の地域森林計画（令和3年1月新潟県告示第34号）の変更計画の案を定め、新潟県農林水産部治山課、新潟県上越地域振興局農林振興部、新潟県糸魚川地域振興局農林振興部において令和3年11月5日から同年11月30日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

令和3年11月5日

新潟県知事 花 角 英 世